

アフリカにおける国家成立の条件

—— ビアフラ紛争にみる脱地域主義への試み ——

は
細
見
真
也

はじめに

ナイジェリアといえば、われわれは、すぐにビアフラ戦争のことを思い出す。

この戦争は、1967年5月30日、ナイジェリア東部州政府のオジュクウ (C. Odumegwu Ojukwu) 軍政長官が、連邦体制からの分離・独立と、「ビアフラ共和国」(Republic of Biafra) の建国を宣言して以来、それを承認しない連邦政府とのあいだにおいて1970年1月までのあいだつづけられた。

この「ビアフラ戦争」なるものが、ナイジェリア国民、なかんずく「ビアフラ共和国」の住民に対して、どれほど苛酷で悲惨きわまる生活をもたらしたかということは、すでにわが国のジャーナリズムによって報道されたとおりである。

戦争は、それがいついかなる場所において行なわれようとも、それは必ず人間生命の存在そのものを否定するものであり、それゆえにこそ、戦争行為は、たとえいかなる理由があろうと非人間的行為として非難さるべきものである。

しかし、それにもかかわらず、現実には、インドシナや中東においても戦争は起こっているし、ナイジェリアにおいても「ビアフラ戦争」と呼ばれる事態が発生したのは事実である。

それでは、このような戦争という事態の発生したことに直面して、われわれは、いったい何を考え、何を学びとることができるのであろうか。

確かに、この「ビアフラ戦争」は、われわれに対して、戦争というものの悲惨さや非人間性を改めて認識させた。しかし、それだからといって、われわれは、この「ビアフラ戦争」を、アフリカ大陸の一角で起こった人間の愚かな行為がもたらした悲劇のひとつであったとして、アフリカ史の一ページに書き記すだけでよいであろうか。

いわゆる「死の商人」を除いて、およそすべての人間は、戦争を好んで行なうことはありえない。しかし、人間はまた、戦争という手段に訴えても、自らの生命や財産を守らなければならない状況に置かれることも事実である。

そこで、小稿では、ナイジェリア国民が、自らの生命を賭けても守らねばならなかったものが何であったのかを明らかにするとともに、現代のアフリカ諸国が内包している矛盾について考察したいと思う。

I

ここで、わたくしは1967年当時、東部州政府のオジュクウ軍政長官が、どのような考え——思想——にもとづいて東部州の分離・独立を主張するにいたったかを明らかにし、つぎに、その主張が連邦政府によって承認されなかった理由について考察する。

オジュクウは、1969年に『ビアフラ』と題する

演説集を出版したが、これは、かれの思想を理解するうえできわめて重要な資料である^(註1)。

かれは、その演説集の序文の冒頭において、学生時代に書いた論文の一節を引用しつつ、植民地にはいわゆる植民地的な状態が存在すること、そして、その植民地的状態とは、植民地主義をひとつの映像として持ちつづける精神の状態のことであると述べている^(註2)。さらに、かれは、今日のアフリカ諸国においては、そのほとんどがすでに独立を達成し、旧宗主国からのさまざまな影響は直接的には、受けることがなくなったのであるから、上記のような植民地的状態はもはや存在しないのだという考えがあるように思われるが、その考えは誤りであって、植民地的な精神状態は、今日のアフリカ諸国においても依然として存在しつづけていると指摘しているのである^(註3)。

このようなアフリカに対する現状認識にもとづいて、オジュクゥは「アフリカの将来は、アフリカ人自身が、その植民地的な精神構造を克服するための能力を持ちうるか否かにかかっている。それゆえに、アフリカ人が厳密な意味において人間となり、真に自由な人間となるためには、まず最初に、かれ自身の心理学的能力が欠如していることを理解し、しかるのち、かれの敵——それは、いまだに植民地時代の主人である——を自覚し、新植民地主義の実態と、それが内包している有害性を悟り、もしも、それを見のがすならばかれを破滅させるに違いないと考えられる害悪を征服するために、ただちに大胆な手段を講ずべきなのである。そこで、わたくしは、アフリカ人が人間を動かさずにはおかないようなアフリカのイデオロギーを生み、それにもとづいて近代的国家を建設することが可能になるまでのあいだアフリカ人は、その逆境から脱出することはないであろうと考え

る。」^(註4)と述べて、アフリカ自身が、そのイデオロギーを生みださなければならないことを強調する。

そして、オジュクゥ自身は、「平等の力学」(equal dynamism)^(註5)というイデオロギーを提唱している。

ところで、かれは、このイデオロギーを提唱するにあたり、ナイジェリアにおいては、植民地時代から今日にいたるまで、形式的には国家としての統一性は存在したけれども、実質的には、たとえば東部州と北部州のあいだには、あらゆる点で不平等な状態が温存されてきたのであり、その意味から統一国家としてのナイジェリアは、単なる虚像にすぎなかったと指摘している^(註6)。

それでは、オジュクゥは統一国家としての条件をどのようなものと考えていたのであろうか。

その点について、かれは、つぎの条件を指摘している^(註7)。すなわち、

- (1) 共通の、または類似した文化および社会制度
- (2) 国土のいかなる場所に居住していても、すべての住民が平等の権利と義務を保有するという共通の市民権
- (3) 慣習法と共通の司法制度
- (4) 共通の選挙制度
- (5) 法のもとにおける平等の市民権
- (6) 財産の取得、および国土のいかなる地域においても居住しうる権利
- (7) 国内のいかなる地域においても雇用される平等な権利
- (8) 生命と財産を守るための平等な権利

これまで述べてきたところから、オジュクゥが、いわゆる新植民地主義および植民地主義に対して

は、あくまでもそれらを排除し、対決する姿勢を示しつつ、現在のアフリカ、なかんずくナイジェリアにおいても、新植民地主義者による経済的搾取が行なわれつつあるという認識に立って、それは、アフリカ人がいまなお植民地的な精神構造を持ちつづけて、自らのイデオロギーを創出していないためであると考えていたことが明らかになった。

つまり、オジュクゥは、アフリカにおける新植民地主義者の進出を排除し、その勢力に対抗するためには、アフリカ人自身がイデオロギーを生みだして、自らを武装しなければならないとして「平等の力学」というイデオロギーを提唱していたのである。

かれは、また、国家は規模のいかんによって成否が決定されるのではなく、その実質——真の統一性が存在すること——が伴っているか否かによって成否が決定されるものであるとし、少なくとも今日までのナイジェリアにおいては「平等の力学」が貫徹せず、あらゆる分野で大きな混乱が生じていた。そのため、新植民地主義は、容易にその勢力の拡大と侵攻を行なうことができた指摘する。

したがって、オジュクゥ自身の主張するところによれば、かれが提唱した「平等の力学」は新植民地主義に対抗するための、いわば実践的なイデオロギーであるといえよう。

このようなオジュクゥの主張に対して、ナイジェリアの連邦政府は、つぎのような見解を提示したのである^(註8)。すなわち、(1)ナイジェリアは、その国土面積についてはもちろんのこと、人口規模においてもブラック・アフリカでは最大のものを有しており、それは今後の経済発展にとって有

利な条件のひとつとなる。(2)従来から、ヨーロッパにおいて、アフリカ人は自治能力に欠けているという見方が支配的であったが、ナイジェリア国民は、自らの国家を立派に統治することによって、上記のようなヨーロッパのアフリカに対する偏見を打破しなければならない。

換言すれば、連邦政府は、国家としてのナイジェリアが現実存在することを前提として、それを維持し、発展させることこそがアフリカ人の自治能力についてなされてきたヨーロッパによる偏見をうち破るために必要なことを主張してきたのである。

これまでの叙述から明らかなように、オジュクゥは、現存するナイジェリア連邦共和国を統一国家とはみなさないという前提に立って、真の統一国家とするため「平等の力学」というイデオロギーを貫徹させなければならないと主張したのであるが、他方、連邦政府は、現存するナイジェリアは統一国家であるとする認識を前提として、オジュクゥの提唱するイデオロギーの採用をあくまでも拒否したのである。

このように、オジュクゥと連邦政府当局とのあいだには、現存するナイジェリアを統一国家とみなすか否かという点において、決定的ともいえるべき対立があった。そして、結論的にいえば、そのような現状認識の対立がオジュクゥをして東部州の連邦体制からの分離・独立へと向かわせ、他面では、連邦政府をして東部州の分離・独立を阻止させる根拠となったといえよう。

このようにして「ビアフラ戦争」は起こったが、結果的には、およそ2年7カ月のあいだ存在しただけで「ビアフラ共和国」は消滅してしまった。

ここにいたって問題となることは、オジュクゥが、いかなる社会的基盤のうえに立って、ナイジ

エリアの国家としての統一性に対する根源的ともいべき疑問を提示するようになったのかということである。換言すれば、オジュクウが自ら提唱した「平等の力学」という国家成立のイデオロギーは、どのような社会・経済的状况を背景にして形成されてきたのかということである。

このような問題設定がなされるのは、たとえば大塚久雄教授もすでに指摘されているように、思想といふべきものが「それぞれ具体的な歴史的事情を身におびた民衆の、そしてまたそのなかに聳えたつすぐれた諸個人の頭脳の生みだしたいわば精神的産物」^(注9)であり、「歴史上に見出されるさまざまな思想の流れは、しばしば特殊的に一定の社会階層にむすびつき、そうした社会的基盤によって根深く制約されるとともに、また社会的事情の推移や進展を或いは抑止し或いは推進するところの観念的な力として作用」^(注10)するものと考えられるからである。すなわち、思想は、必ず一定の歴史のおよび社会的状況を鮮明に投影したものである。同時にまた、大河内一男教授の言葉を借りれば、「社会思想の発展史は、社会の存立やその理想に関するあるひとつの思想が、直線的に成熟し発展する歴史ではなく、その利害において相対立するさまざまな立場や思想の闘争の歴史であり、古い利害に対する新しい利害の葛藤の歴史であり、また既得利益を保持しようとする努力と、これに対して新しいいわば新興の利益を主張し、その市民権を獲得しようとする努力との争いの歴史」^(注11)なのである。

したがって、このような考えに立つならば、オジュクウが「平等の力学」というイデオロギーを提唱したことは、まさに、既存の国家概念の枠組においては解決することのできない問題が、ナイジェリアにおいて生起しつつあった状況を示すも

のであり、同時にまた、それは、ナイジェリアにおける反植民地主義（すなわち、民族解放）運動の展開過程においては解決されえなかった問題を掘り起こし、その解決を迫ったものであったといわねばならない。

いかえるならば、オジュクウは、自らのイデオロギーを提示することによって、ナイジェリアの反植民地主義運動が内包していた統一国家の建設に対する無力さと限界とを告発したのであり、それに内在してきた矛盾を鮮やかに抽出したのだといえよう。

そこで、つぎにわたくしは、ナイジェリアの反植民地主義運動が、その展開過程においては解決しえなかった問題とはどのようなものであったのかを明らかにするとともに、その運動がどのような矛盾を内在させてきたのかを考察することにした。

(注1) C. Odumegwu Ojukwu, *Biafra, Selected Speeches and Random Thoughts* (New York, Harper & Row, 1969).

(注2) C. O. Ojukwu, p. ix.

(注3) C. O. Ojukwu, p. ix.

(注4) C. O. Ojukwu, pp. ix~x.

(注5) C. O. Ojukwu, p. x.

(注6) C. O. Ojukwu, p. x.

(注7) C. O. Ojukwu, pp. x~xi.

(注8) これは、1968年8月、アジア経済研究所を訪問したナイジェリア中西部州経済開発相エケ氏が表明した見解である。

(注9) 大塚久雄「社会科学的方法」(講座『近代思想史I, 近代人の誕生(1)』, 弘文堂, 昭和40年), 27ページ。

(注10) 大塚久雄, 30ページ。

(注11) 大河内一男『社会思想史』(改訂版)(有斐閣, 昭和39年), 1ページ。

II

アフリカ諸国は、世界における他の多くの発展

途上諸国のばあいと同様に、すべての面で急速な変容をとげつつある。そして、この変容は、それをより具体的に観察するなら、植民地時代においてすでに起こりつつあったものと、独立後の時点において新たに生起してきたものに大別することができる。

そして、前者に相当するもののひとつとしては、たとえば反植民主義運動の展開過程において導入されてきた、いわゆる民主主義政治という新たな体制への適応過程に見られる変容であり、後者の事例としては、植民主義勢力のアフリカ諸国からの後退（形式的なものであったとしても）と、それに伴うアフリカナイゼーションという社会的変容を挙げることができる。

そこで、最初に、ナイジェリアにおける民主主義の政治体制の導入に伴う社会変容についてみれば、たとえば、すでに第2次大戦前にあいついで結成されたナイジェリアの政党や各種の政治団体も、その政綱は、程度の差こそあれほぼ一貫して、いわゆる民主主義イデオロギーの達成を提示している。

たとえば、ナイジェリア政治史上最初の政党^(注1)として1921年に誕生した「ナイジェリア国民党」(Nigerian National Democratic Party)は、その党章において、イギリス帝国連邦の一構成地域として、ナイジェリア植民地および保護領の人民の安全と福祉の確保を謳ったのち、「人民の、人民による、人民のための政府という目的を実現する」^(注2)と述べて、民主主義政体の実現を明確に主張した。また、1944年に結成された「ナイジェリア国民会議」(Nigeria National Council)は、「ナイジェリア・カメルーン国民会議」(National Council of Nigeria and Cameroons)と改称された直後に決定した綱領において、思想、言論、集会などの

自由の確保を提唱するとともに、信仰の自由を確保し、人種の差別を廃止することを主張し、民主主義的原則を伸長させることを前面にうちだした^(注3)。

さらにまた、1949年に組織された「北部人民会議」(Northern Peoples' Congress)は、伝統的な姿勢を維持しつつも、同時に、宗教、部族、階層には関係なく、ひとつの北部州、ひとつの人民を形成することを提唱している^(注4)し、1952年に結成された「北部人民進歩同盟」(Northern Elements' Progressive Union)のばあいにも「民主主義的思想をもつ北部ナイジェリアの政党であり、部族のおよび宗教的偏見とは全く絶縁している」^(注5)として、民主主義イデオロギーの実現に向かって努力することを表明している。

このように、ナイジェリアのばあいにも、他のアフリカ諸国の反植民主義運動が提唱してきたのと同様に、民主主義イデオロギーの達成を中心的なスローガンとして掲げてきたのである。

ところで、ナイジェリアにおける反植民主義運動を指導してきたいわゆる「ナショナリスト」と呼ばれる人びとは、そのほとんどが、たとえば「ナイジェリア国民党」の創始者マコーレイ(Herbert Macauley)にしても、「ナイジェリア・カメルーン国民会議」の指導者であったアジキウェ(Nnamdi Azikiwe)、あるいは「行動党」(Action Group)の主導者アウオロウォ(Olafemi Awolowo)のばあいにも、いずれもかれらは、欧米において教育を受けたアフリカ社会におけるエリート層であった。かれらは、イギリスやアメリカなどにおいて個人の尊厳、自由、平等などの民主主義イデオロギーを学び、近代技術がもたらす高い生活水準の存在を学んできた。そして、かれらは、その反植民主義運動を展開するにあたって、植民地

宗主国が植民地の民衆の意志にもとづく統治を行っていない点を攻撃し、民主主義イデオロギーの達成を主張する。つまり、かれらにとっては、欧米で学んだ民主主義イデオロギーこそがかれらの運動を支える唯一の武器であった。そこで、かれら自身も、その主張の正当性をかれらが民衆の支持を得ている事実を示すことに求めなければならなくなる。それが、かれらをして政党を組織させ、政党の組織力はかれらナショナリストに対する支持勢力拡大のために利用されることになる。

しかし、ひとりアフリカのばあいに限らず、民衆の多くは日常生活に追われ、ナショナリストが主張する個人の尊厳とか自由や平等などという民主主義イデオロギーを、主体的かつ日常的（生活実感的）に理解することがきわめて困難な状況におかれているのが普通である。

そのような状況のなかにあって、各政党の指導者たちは、否応なしに民衆の日常生活を基本的に規定している伝統的制度を利用することによってかれらに対する支持層の拡大を行なわざるをえない。この結果、各政党の綱領は、一方において植民地主義勢力と対決するために民主主義イデオロギーを強力に主張しなければならないが、同時にまた、民衆の支持を拡大する必要から伝統的制度を堅持することを示さなければならないのである。そのような反植民地主義運動における民主主義イデオロギーと伝統的制度の容認という二つの政治理念は、あるばあいには比較的矛盾なく共存しうるものであるが、時として、その共存は二律背反となる。つまり、アフリカの反植民地主義運動は、先にみたように、少なくとも植民地主義に対抗する理念としては、民主主義イデオロギーの達成を謳わねばならないが、同時にまた、その運動の支持勢力を拡大する必要上、伝統的制度を容

認し、それを支えている伝統的な社会理念に迎合しなければならない状況に置かれてきたのである。

そこで問題となることは、それら伝統的制度、ないしは伝統社会を支配する理念といわれるものが、西欧的価値観のうえに構築されてきた民主主義イデオロギーとのあいだにどの程度の乖離を持っているかということであろう。そして、その乖離が激しく、伝統的制度の枠組においては民主主義イデオロギーを観念的にもせよ容易に抱摂しえないようなばあいには、その伝統社会を基盤として成立する政党の政治理念（それは綱領の中に表現されている）は、それら二要素の矛盾的共存を色濃く反映して、きわめてあいまいなものとなり、逆に、両者の乖離がほとんど見られないばあいには、一段と急進的な反植民地主義の姿勢を表明することが可能となる。そこで、ナイジェリアにおける各政党の運動の歴史を見れば、たとえば「北部人民会議」のばあいが前者の例となり、「ナイジェリア・カメルーン国民会議」のばあいが後者の典型であったとみることができる。このような見方が、どのような理由によって成り立つのかという点の解明は、のちにゆずる。

しかし、依然として問題は残る。その問題とは、それぞれの政党がその民衆の基盤を拡大するにあたって、伝統的制度を利用せざるをえないかぎり、そして、伝統的制度がそれぞれ一定の地域社会ごとに相違するものであるかぎり、政党は、そのように相異なる伝統的制度を有する複数の地域社会によって構成される国家という枠組の中で、国家的規模での民衆の基盤を形成することができないという点にある。

これまで、ナイジェリアの政党について指摘されてきた「地域性」という特質は、まさに上記の

地 域 政 党	北 部 州		西 部 州		東 部 州		ラゴス特別区		全 国 総 計	
	得 票 数	議 席	得 票 数	議 席	得 票 数	議 席	得 票 数	議 席	得 票 数	議 席
北 部 人 民 会 議	1,988,901	134	3,089	—	—	—	189	—	1,992,179	134
ナイジェリア・カメルーン国民会議と北部人民進歩同盟	527,735	8	758,246	21	1,246,988	58	61,608	2	2,594,577	89
行 動 党	565,015	25	933,618	33	445,594	14	48,137	1	1,992,364	73
そ の 他	188,625	7	184,288	8	237,626	1	138	—	610,677	16
計	3,270,276	174	1,879,241	62	1,930,208	73	110,072	3	7,189,797	312

(出所) K. W. J. Post, *The Nigerian Federal Election of 1959* (London, Oxford Univ. Press, 1963), p. 373.

ような状況がナイジェリアにおいても存在してきたことを意味するのである。

そして、われわれは、ナイジェリアにおける政党と地域との密着の実態を、独立直前の1959年に行なわれた連邦議会議員の選挙結果から明らかに読みとることができる。

すなわち、この選挙では「北部人民会議」をはじめとして「ナイジェリア・カメルーン国民会議」や「行動党」など多数の政党が合計944人にのぼる候補者をたてて312議席を争ったが⁽¹⁶⁾、その結果は上表に示されたとおりである。

この選挙結果によれば、「北部人民会議」の得票総数199万票のうちの99.5%が北部州において獲得され、その他の諸州ではほとんど支持者が存在しなかったことが明らかである。これに対し、「北部人民進歩同盟」と統一戦線を結成して選挙戦に臨んだ「ナイジェリア・カメルーン国民会議」のばあいには、総得票数259万票の48%は東部州において獲得したものではあるが、西部州においても29.2%の得票を記録しているし、北部州においても20.3%に相当する支持票を得ている。さらに、「行動党」は、得票総数199万票のうち46.8%を

西部州で獲得し、北部州と東部州においてもそれぞれ28.3%および22.3%の得票を達成している。

このように見てくると、「北部人民会議」と北部州とのあいだには、明らかにある種の密着性が存在しているが、「ナイジェリア・カメルーン国民会議」や「行動党」に関しては、特定地域とのあいだにはそれほど明確な密着性が存在していないように思われる。しかし、われわれが留意しなければならないことは、確かに1959年の選挙結果によれば、ナイジェリアにおいて「北部人民会議」と北部州のあいだにはある種の密着性を発見することができるが、そこには地域の党派性は存在しなかったという点である。

すなわち、北部州においては総投票数327万票のおよそ60%は「北部人民会議」に投ぜられてはいるものの、「行動党」に対しても17.2%、さらに「ナイジェリア・カメルーン国民会議」と「北部人民進歩同盟」の統一戦線に対しては16.1%の支持票が投ぜられている。また、西部州では「行動党」に対する支持票は投票総数の49.6%を占めたにもかかわらず、同時に「ナイジェリア・カメルーン国民会議」と「北部人民進歩同盟」の統一戦線を

40.3%もの得票率を記録しているし、東部州においては、前記の統一戦線が総投票数の64.5%を得て過半数を制したけれども「行動党」も23%を占めたのである^(註7)。

この事実は、少なくとも1959年当時のナイジェリアにおいて、すでに地域の党派性がある程度まで崩壊していたことを示すものであろう。

換言すれば、ナイジェリアでは、その反植民地主義運動の展開過程において、地域は多様な政党のイデオロギーを抱摂しうる程度にまで変容を遂げていたのに対し、政党、なかんずく「北部人民会議」のばあいには、北部州という特定の地域においてしか容認されえない偏狭なイデオロギーを持ちつづけていたのである。

先にも述べたように、ナイジェリアの反植民地主義運動のばあいにも、いわゆる西欧的価値観を身につけたエリート層によって創始・指導され、民主主義イデオロギーの達成を唱えて植民地主義の諸勢力と対決することを運命づけられてはきたが、その運動をより広範な民衆による支持のもとに展開しようとするかぎり、ナショナリストは、かれらが利用しようとする伝統的制度を支配する社会理念と、時には鋭く対立しなければならないという矛盾をかかえてきたのである。そして、そのいわば妥協の姿が、ナイジェリアにおいては地域的枠組から抜けられず、したがって国家的基盤に立たない「北部人民会議」のような政党の存在となってあらわれたと見ることができる。これは、政党の政治理念（それは綱領の中に示されている）がある地域の伝統的な社会理念によってきわめて強く規制されることを意味する。つまり、ナイジェリアの政党は、いずれも西欧的価値観を身につけたエリート層によって形成されたものであるにもかかわらず、かれらの綱領は、程度の差こそあれ、

伝統的な社会理念との妥協の産物とならざるをえない。したがって、政党が特定地域社会における利害の単なる代弁者としての地位にとどまるか、あるいは、国家的基盤に立って地域性を脱しうるか否かは、あくまでもそれぞれの地域社会が民主主義イデオロギーをその社会理念の中に抱摂しうるように変容するか、否かにかかっていると見えよう。

そこで、次に問題となることは、ナイジェリアにおける地域社会の伝統的制度がどのような特質を備え、それが民主主義イデオロギーとの関連においてどのように変容してきたのかという点である。

この点に関しては、社会人類学の成果にもとづいて考察をすすめることになるが、ここでは、便宜的に「ナイジェリア・カメルーン国民会議」の基盤となってきた東部州のイボ族社会と、「北部人民会議」の基盤を形成してきた北部州のハウサおよびフラニ族社会について検討する。

ところで、ナイジェリアの旧東部州を中心に分布するとされているイボ族(Ibo)は、ナイジェリアがイギリスから独立した1960年当時には、およそ500万の人口規模であったといわれる^(註8)。そして、一般にイボ族と総称される人びとは、さらに五つの文化集団に分けられ、そのうち「西部イボ」(Western Ibo)はニジェール川沿岸のオニチャ(Onitsha)、アボ(Aboh)、ウク(Uku)などの地域、「オウカ・イボ」(Awka Ibo)と呼ばれるグループはオウカやオウグ(Awgu)などを中心とする地域、さらに「オゴジャ・イボ」(Ogoja Ibo)はアパカリキ(Abakaliki)やアフィクポ(Afikpo)などの地域、「オウエリ・イボ」(Owerri Ibo)はオウエリやアバ(Aba)、オル(Orlu)を中心とする地域、そして「クロス河イボ」と呼ばれる人びとはアロチュウ

ク (Arochuku) やベンデ (Bende) を中心とする地域に住むといわれている^(註9)。これらの集団は、それぞれ、文化的には異なった特徴を備えているが、(1)年長者に対する尊敬心が強く、集団の指導は年長者が行なう、(2)個人主義的かつ平等主義的 (egalitarian) である、(3)人びとはだれでも社会的地位を向上させるための権利と機会を持っており、そのために家族、リネージ、あるいは氏族などのあいだでたがいに競争することを助長する風潮が強い、(4)それぞれの集団は、世襲制にもとづく特定の貴族とか王族によって支配されてはいない、(5)大都市を形成せず、村落が政治単位となっている、などの点に共通性をもっている^(註10)。

そして、それぞれの文化集団には、たとえば「オゴジャ・イボ」社会にみられる「年齢階梯集団」(age-set organization) のように、一定 (このばあいには年齢) の基準となる条件を備えた人びとによって組織される集団を持っており、それらの集団がたがいにスポーツや部落の公共事業 (たとえば道路や橋などの建設や補修) などの社会活動の場において競争し合う制度を持っている^(註11)。

このように、一般にイボ族と呼ばれる人びとは、個人主義的および平等主義的な傾向が強く、それを前提としてたがいに競い合う気風を養ってきた点に共通した特徴がある。

一方、ナイジェリアの北部地方には、かつてハウサ (Hausa) およびヌペ (Nupe) と呼ばれる二つの王国が存在していたが、これらの王国は、フラニ族 (Fulani) によって、19世紀初めまでのあいだに征服され、この地方にはいわゆる回教帝国が作りあげられた。そして、その回教帝国における統治方式は、ソコト (Sokoto) に居住するサルタンを中心として、各地方にはエミール (Emir=宗主) が専制的に支配する封建的国家 (エミレイト) を形成

し、地方分権的な色彩が強かった。このエミールは、司法権と土地の処分権を有する専制的君主であり、かれは、自らが特別に任命したフラニ族とハウサやヌペの首長によって構成される評議会によって補佐されるが、評議会の権限は弱いものであった。そして、エミールの下には、かれが任命した親縁のフラニ族などが地方首長として各地方を統治し、さらにその下には村落があった。すなわち、エミールによる支配は、きわめて封建的かつ専制的なものであった^(註12)。

このような両部族社会における伝統的制度の差は、植民地時代から今日にいたる社会・経済的変容の過程において、一方でイボ族による東部州から他地域への移動を促がし、他方では、フラニやハウサなど北部諸部族の社会的閉鎖性を強めるとともに、かれらの他地域に対する自由な移動を阻害することになったのである。つまり、東部州のイボ族は、伝統的な個人主義と平等主義的な競争の精神に支えられて、すでに1910年代ごろから北部や西部などの地方へ移動していったのに対し、北部の諸部族は、伝統的なエミールによる専制的かつ封建的支配のもとにあつて、自由な個人の意志にもとづく行動をとることがほとんど不可能に近い状態にあつた。

このような状況を反映して、たとえば、首都ラゴスへのイボ族の人口流入は、1911年にはわずかに264人にすぎなかったものが、1921年には1609人、1931年には5147人、そして、1950年には2万5577人を数えるまでに急増し、1911年から1950年にいたるおよそ40年間に100倍にまで増加した^(註13)。このようにして、1911年当時では、ラゴス市に居住するヨルバ族 (Yoruba) 以外の住民のうちのわずか5%程度を占めるにすぎなかったイボ族出身者の比率は、その後は急速に増えて、1950年には47%

に達したのである^(注14)。一方、この間におけるイボ族の北部諸地方への移動も激増し、1953年当時、北部地方の事務系職種のうちおよそ82%はイボ族を中心とするナイジェリア南部の出身者によって占められることになったのである^(注15)。

このようなイボ族の他地域に対する社会的進出を促がしたのは、元来、東部州のイボ族居住地域では人口密度が高く、加えて土地の肥沃度も比較的低い地域であり、そのためもあって、イボ族は、機会あるたびに、新開地や新たな職業を求めて他地方へ流出してゆかなければならない状況に置かれてきたことにもよる。

そして、他部族、特に、ナイジェリア西部に居住し、この国では最も早くからヨーロッパ流の教育に接する機会の多かったヨルバ族と接触することによって、イボ族は、それらのいわばヨーロッパ化されたヨルバ族とのあいだで対等に競争するには自分たちもまたヨーロッパ流の教育を身につけなければならないことを悟り、早くも1930年代に東部州のイボ族の村落や氏族などは「進歩同盟」(progress union) とか「改良同盟」(improvement union) と呼ぶ組織を作りあげ、子弟教育に必要な資金を調達したのである^(注16)。

このようにして、ヨーロッパ流の教育の普及にある程度成功した東部州のイボ族は、すでに1930年代の半ば頃にはヨルバ族とほとんど対等に競争できるまでになっていたが、かれらはそれだけでは満足せず、ヨルバ族を含むすべてのナイジェリア人のあいだで社会的にも経済的にも優位を占めるために努力を重ねた。そこで、イボ族は「部族協会」(tribal association) とか「地域協会」(regional association) などという名称をもった同郷・同族団体を結成し、メンバーはおたがいにその社会的地位を向上するために助け合い、子弟教育の振興に

協力したのである。この点について、E・O・アワ (Eme O. Awa) によれば、イボ族の同郷・同族団体は、すでに1930年代から組織されており、メンバーたちの子弟教育の促進を目的として小・中学校を建設したり、大学留学のために奨学金を調達するなどの点でも積極的に活動していたといわれる^(注17)。

これまでの叙述から明らかなように、1930年代をひとつの転換点として、東部州のイボ族は他地域へ積極的かつ本格的に進出していったのであるが、それを可能とし促進したものは、かれらの社会を伝統的に支配してきた個人主義的かつ平等主義的な社会理念であった。それでは、そのようなイボ族の伝統的な社会理念は、具体的にどのようなかたちで「ナイジェリア・カメルーン国民会議」のイデオロギーに反映されてきたのであろうか。

この点について、われわれは、同党が1945年の綱領会議において最終決定したつぎのような基本目標のなかから、民主主義イデオロギーが鮮明にうちだされていることを知ることができる。

すなわち、その綱領において、(1) 民主主義の原則の伸長およびイギリス支配下におけるナイジェリアとカメルーン人民の利益を増進し、(2) 自治の達成を前提として、ナイジェリア人民に適当な手段による政治教育を与えること、を主張したのち、(3) イギリス連邦の一加盟国として、イギリス支配下のナイジェリアおよびカメルーンにおいて政治的自由 (political freedom)、経済的保障 (economic security)、社会的平等 (social equality)、および宗教上の寛容 (religious toleration) を確保するための権利を与えること、(4) 思想、言論、出版、集会および通商の自由を確保すること、さらに、(5) ナイジェリアにおける人種、皮膚の色、部族および信仰にもとづくあらゆる形態の差別と分離の廃止を

確保すること、などを強調している⁽¹¹⁸⁾。

したがって、われわれは、綱領の基本目標として明示されている政治的自由、経済的保障、社会的平等および宗教的寛容という四つの柱のなかに、先にみたイボ族の伝統的社会を支えてきた個人主義的および平等主義的な社会理念が調和的に抱括されていることを知るのである。

これに対して、およそ民主主義イデオロギーとは相容れない封建的かつ専制的な社会制度が温存されてきた北部州にあって、そこを基盤として生成してきた「北部人民会議」のばあいには、一方において民主主義イデオロギーを提唱することにより反植民地主義運動の先駆的役割を明示せねばならず、他方で、北部地方を支配してきた封建的かつ専制的伝統制度をも容認しなければならぬという矛盾の中に置かれてきたのである。

すなわち、「北部人民会議」は、1951年当時採択した綱領において、その活動目標を、(1)統一ナイジェリア内の地域的自治、(2)進歩的な土候制度内における地方自治の改革、(3)北部における教育の普及、(4)宗教、部族、および階層とは無関係に一つの北部、一つの人民を建設する、などに置くことを表明した⁽¹¹⁹⁾。

しかも、この「北部人民会議」は、1949年2月の結党大会につづく第1回党大会において「わが党は、われわれの伝統的支配者の権威を奪うことを意図するものではない。反対に、できるだけこのような権威を強化することがわれわれの切なる希望である。われわれは、伝統的支配者がその義務を正当に果たすにあたって援助することを望んでいる。われわれは、かれらが一般民衆を啓蒙することを援助するつもりである。」⁽¹²⁰⁾と宣言している。

このように、「北部人民会議」は、すでにその

発足当時において、伝統的支配者の権威を積極的に支援・強化することを基本目標としていたものであり、それが反植民地主義運動の展開過程においてかれらの基本的矛盾となってあらわれたとみることができよう。ナイジェリアの政党のなかでも「北部人民会議」にいわば典型的にあらわれた矛盾は、それらの政党が反植民地主義運動の担い手として形成されたにもかかわらず、他面で伝統的制度の維持と伝統的権威の単なる代弁者と化す危険にさらされていることをものがたっている。

そして、たとえばナイジェリア北部州のばあいにも広く見られるように、植民地時代を通じ急激に展開されてきた社会・経済的変容に対して、その伝統的制度それ自体が適応性を欠いているようなばあいには、政党はしばしば伝統的権威の代弁者と化し、社会・経済的変容に対する敵対者としてのみたちあらわれるのである。

それは、つぎの事例のなかにおいても明らかに指摘することができる。

すなわち、「北部人民会議」の創始者のひとりであったバレワ (Mallam Abubakar Tawfawa Balea) は、1948年3月4日の立法評議会において「ナイジェリア人の多くは、ナイジェリアは一つであるという思想によってごまかされている。これは誤りである。残念ながら、統一は人工的なものであり、この議事堂の外には存在しない。南部出身者の北部への流入は増加している。多少なりとも南部に住んだことのある人びとは、北部の住民と混合しない。われわれ北部の住民は、かれらを侵略者とみなしている。」⁽¹²¹⁾と述べて南部ナイジェリアの住民に対して露骨に敵対感を表明している。

さらに、1950年2月18日付けのハウサ語新聞 *Gaskiya Ta Fi Kwabo* (「真実は金銭より価値が

ある」という意味のハウサ語)は、「南部の住民たちは、北部でヨーロッパ人の代理をするであろう。かれらを阻止するのは何であろうか?そこには、確かにヨーロッパ人たちがいるが、北部において勢力を持っているのは南部出身者なのである。」^(註22)と、北部に対する南部住民の進出について強い警戒心を示している。

そこに共通しているものは、当時のナイジェリアにおいて進展しつつあった社会・経済的変容に対して、きわめて柔軟な適応力を備え、北部地方にまで進出して来た南部出身者への強い敵対感情と恐怖心とであり、きわめて偏狭な地域主義であった。

ところで、アフリカにおける政党の機能変化について、故百々巳之助教授は「政党の機能と役割について、アフリカにおけるほとんどすべての政党は、もともとその成立事情からいってナショナリズムの担い手として発達し、今なおそれから脱脚していないということである。(中略)しかしながら、独立の達成によって全く事情が異なり、過去におけるそのままの機能と役割が引きつづき独立後の新情勢に適合しうるかどうかは問題である。『独立のための組織』が『自由のための組織』として新たに機能しうるために、必然的な転換と脱皮が用意されてくる。」^(註23)として、アフリカのナショナリストが内包している二面性について鋭く指摘されている。

しかしながら、アフリカにおける政党の機能と役割は、百々教授が指摘されているように、独立の達成という当面の目標を達成したか否かによって転換するのではなく、それを支える伝統的な社会理念や伝統制度がいかなる方向性をもって変容するかによってこそ、その転換が迫られるのである^(註24)。それゆえにこそ、すでにみたように、「北

部人民会議」の基盤であったハウサ・フラニ伝統社会は、「ナイジェリア・カメルーン国民会議」の基盤であった東部州のイボ族社会と比較して、1930年代から本格的に進展しはじめたナイジェリアの急激な社会・経済変容に対する適応力が弱かったため、かれらは北部州から植民地勢力が後退することを希望しないという姿勢をうちださざるをえなかったのである。

このようにして、「北部人民会議」は、形式的にはともかく、実質的には民主主義イデオロギーの達成を实践する能力を失っていたため、その施策は今日にいたるまで国民党として、国家的規模で民衆の利益を代弁し擁護するものとはなりえず、偏狭な地域主義——つまり、北部州という特定地域における伝統制度の維持と伝統的権威の代弁者——から脱皮することができなかったと考えることができる。

(注1) Nnamdi Azikiwe, *Zik: A Selection from the Speeches of Nnamdi Azikiwe* (Cambridge Univ. Press, 1961), p. 304.

(注2) J. S. Coleman, *Nigeria, Background to Nationalism* (Univ. of California, 1958), p. 198.

(注3) Nnamdi Azikiwe, pp. 181~182.

(注4) J. S. Coleman, p. 364.

(注5) Nnamdi Azikiwe, pp. 330~331.

(注6) K. W. J. Post, *The Nigerian Federal Election of 1959* (Oxford Univ. Press, 1963), pp. 360, 364, 368.

(注7) K. W. J. Post, p. 373, Table XXIより算出。

(注8) Wale Ademoyega, *The Federation of Nigeria* (London, George G. Harrap, 1962), p. 182.

(注9) J. B. Webster and A. A. Boahen with H. O. Idowu, *The Growth of African Civilization, The Revolutionary Years West Africa Since 1800* (London, Longmans, 1967), p. 174.

(注10) J. B. Webster and A. A. Boahen with H. O. Idowu, pp. 177~180.

(注11) J. B. Webster and A. A. Boahen with

H. O. Idowu, p. 180.

(注12) Okoi Arikpo, *The Development of Modern Nigeria* (Middlesex, Penguin Books, 1967), pp. 15~24.

(注13) Akin L. Mabogunje, *Urbanization in Nigeria* (London, Univ. of London Press, 1968), p. 262.

(注14) Akin L. Mabogunje, p. 263.

(注15) Frederick A. O. Schwarz, Jr., *Nigeria, The Tribes, the Nation, or the Race—The Politics of Independence* (New York, M. I. T. Press, 1965), p. 71.

(注16) Frederick A. O. Schwarz, Jr., p. 67.

(注17) Eme O. Awa, *Federal Government in Nigeria* (Cambridge Univ. Press, 1964), pp. 91~92.

他にも、西アフリカ各地における同族組織について、Kenneth Little, *West African Urbanization* (Cambridge Univ. Press, 1965) などに、いくつかの事例が挙げられている。

(注18) Nnamdi Azikiwe, pp. 181~182.

P. F. Marentes, *Social Basis of Nigerian Political Parties* (Hague, Institute of Social Studies, 1965), pp. 11~12.

(注19) Nnamdi Azikiwe, pp. 327~328.

J. S. Coleman, p. 364.

(注20) J. S. Coleman, p. 358.

(注21) F. A. O. Schwarz, Jr., p. 72.

(注22) F. A. O. Schwarz, Jr., p. 71.

(注23) 百々巴之助『アフリカのナショナリズム』(兼言社, 昭和34年), 27~28ページ。

(注24) この問題については、Henry L. Bretton, *Power and Stability in Nigeria, the Politics of Decolonization* (New York, Frederick A. Praeger, 1962), pp. 119~120. にもひとつの見解が提示されている。

III

これまでややながきにわたり、反植民地主義運動の展開過程において、ナイジェリアの政党が、程度の差こそあれ、いわば宿命的に負ってきた二律背反性を顕在化してきた社会的背景について述

べてきた。

そして、ナイジェリアの政党、あるいは、それを構成するナショナリストと呼ばれる指導者たちは、かれらが民主主義イデオロギーの達成を標榜して民衆の広範な支持を得ようとすればするほど、かれらは、既存の伝統的制度を否応なしに利用しなければならなくなる。アフリカにおける反植民地主義運動が、いわば不可避免的に内在させてきた民主主義イデオロギーの展開と、伝統的制度の維持という二面性が、はたして二律背反となりうるか否かは、ひとえに、その伝統的制度を支配してきた社会理念が民主主義イデオロギーを抱擁しうるものであるか否かにかかってくるのである。

その意味において、ナイジェリア北部州という地域社会には、一部(ヌベ地方など)を除いて、それを支配してきた社会理念が、西欧的価値観に根ざして形成されてきた民主主義イデオロギーとのあいだに、あまりにも大きな乖離が介在していたため、「北部人民会議」に代表される北部州での反植民地主義運動は、当初から鋭い内在的矛盾をもって出発せざるをえなかったと思われる。

そしてまた、北部ナイジェリアの地域社会は、植民地時代を通ずる社会・経済的変容においても、他の南部ナイジェリアの地域社会と比較すれば、その適応力が弱かったのである。

このような状況のなかにあつて、「北部人民会議」の指導者を中心とするこの地域のナショナリストたちは、よりいっそう偏狭な地域主義的傾向を強めていった。

そして、このような「北部人民会議」の地域主義への傾斜は、ひとり「北部人民会議」自体を民主主義イデオロギーの達成を堅持する国民的基盤に立つ政党として成長させなかつただけにとどまらず、いたずらに南部住民に対する北部住民の恐

怖心と敵対意識とを煽らせることになったのである。

それによって、北部のナショナリストたちは、早くからヨーロッパ流の教育を受け民主主義イデオロギーの達成について深い理解と熱意を持っている南部住民の北部各地への進出を阻止しようとしたのであった。それは、封建的かつ専制的な支配下に置かれてきた北部住民が、民主主義イデオロギーの達成に目覚め、かれらを支配してきた伝統的権威に対する反抗が生起することを抑止するためにも必要なことには違いなかったと思われる。

北部のナショナリスト、なかんずく「北部人民会議」の指導者が、南部からもたらされる民主主義イデオロギーの浸透に対し、どれほど激しい妨害と強い抵抗を示したかということは、1959年の総選挙における各政党の選挙戦を見ても明らかである。

そのひとつの事例は、選挙運動の期間中、南部を地盤とする「行動党」や「ナイジェリア・カメルーン国民会議」などがヘリコプターを使ったことに対する「北部人民会議」の攻撃を見ても明らかである。すなわち、当時北部州政府の大蔵大臣であったアリユ (Alhaji Aliyu) は群衆に向かって「(行動党などによる)ヘリコプターの利用は、北部住民の生活を上空からのぞいて、住宅の庭にいる婦女子にまで声をかけて、われわれの伝統をぶち壊わした。」(註1)と演説している。

しかし、それにもかかわらず、南部住民の北部ナイジェリアへの社会的進出はやむことがなかった。そこで、北部州の各地では1945年頃から南部出身者に対する襲撃事件が、あいついで発生し、オジュクゥの指摘するところによれば、1945年から1966年までのあいだに北部州の住民による襲撃

を受けて殺害された東部出身者は、およそ5万人に達し、負傷者の数はその数倍にのぼるものと推定されている(註2)。

北部の住民たちは、先に見たパレワの言明——「南部出身者は、北部への侵略者とみなす」——を、まさに身をもって実行したのである。

しかしながら、このような事実から、われわれは、ナイジェリアには早くから「部族対立」があったと考えてはならない。

なぜなら、これまで述べてきた北部住民による南部住民に対する敵対意識や対立感情は、反植民地主義運動の展開過程において、一段と地域主義的傾向を強めてきた「北部人民会議」が、民主主義イデオロギーの達成というスローガンを放棄し、伝統的権威の単なる代弁者と化したことに起因するものであり、それは「北部人民会議」の地域主義化を意味するとしても、北部州という地域が「北部人民会議」化されたことを意味するものではないからである。

事実、北部州においても、第2次大戦後は教育が本格的に普及されるようになり、それとともに教員や下級官吏などが新しいエリートとしてあらわれ、かれらは北部州の伝統的権威に対して激しく対抗する勢力となってきた。そして、かれらは、教員をしていたフラニ族出身のアミヌ・カノ (Mallam Aminou Kano) を中心として、1950年8月には「北部人民進歩同盟」を結成した。さらに、同党は、その綱領において「わが党は、民主主義的思想をもつ北部ナイジェリアの政党であり、部族的および宗教的偏見とは全く絶縁している。わが党は、北部ナイジェリア人民の福祉を擁護し、正しい経済的、社会的および政治的正義を国内治安を確保するために確立し、北部ナイジェリアの全人民に対して、思想および表現の自由、身分お

よび機会の均等を確保し、かれらのあいだに真の友愛を促進し、個人および人民の統一を擁護する」(註3)と述べて、民主主義イデオロギーの達成に徹する姿勢を表明している。

封建的かつ専制的な伝統的権威による支配体制を温存してきた北部州において、民主主義イデオロギーの達成を標榜して伝統的権威と真向から対立する「北部人民進歩同盟」が結成され、それと「ナイジェリア・カメルーン国民会議」との統一戦線が、1959年の総選挙で北部州における有効投票の16%を獲得したことは、つぎのことを示すものである。

すなわち、そのひとつは、徐々にではあるが、この地域において、民主主義イデオロギーを抱擁しようような社会的基盤が形成されつつあったということである。事実、ナイジェリア連邦政府文部省の公式統計によれば、1959年当時の北部州全域では、およそ14万の児童学生が就学していたし、1963年当時にはおよそ1万4000人(小学校1万3000, 中等学校590, 師範学校492人)の教員が北部州各地において学校教員に従事していたのである(註4)。

つぎに指摘されることは、「北部人民会議」が依然として、北部州を支配してきた伝統的制度の枠内においてしか支持を得られない地域主義的な政党から脱皮しえないでいたにもかかわらず、北部州それ自体は党派性をすでにある程度まで崩していたということである。

そのような、北部州の脱党派性および民主主義イデオロギーを抱擁する勢力の拡大化傾向は、それ自体が、この地域の伝統的権威の存続にとって重大な脅威であっただけでなく、その伝統的権威と伝統的制度とを基盤として生成してきた「北部人民会議」にとっても、また、かれらの基盤を根底からうち崩すものであった。

そのような状況にあつて、あくまでもその既存の社会的基盤を維持しようとするかぎり、「北部人民会議」は「部族対立」を煽って北部州住民の脱地域主義傾向が拡大することを防がねばならなかったのである。

したがって、1945年頃からナイジェリア北部各地において頻発してきた北部住民と南部、なかんずく東部出身者とのあいだの衝突事件は、あたかも「部族対立」であるかのような様相を呈しているが、それは、北部州において進展しつつあった民衆の政治意識における脱地域主義化の拡大を阻止する方策の一つとして、「北部人民会議」や伝統的権威によって作り出されたものであるといえよう。

しかし、ナイジェリアにおける「部族対立」は、たとえそれが一定の意図のもとに作りあげられたものであったとしても、現実には、北部州各地で両地域の住民による衝突事件をもたらしたのも事実なのである。そして、1966年9月29日における「カドナ放送局」(Radio-Television Kaduna)のラジオ放送が、その後の北部州各地における東部出身者への集団襲撃事件をいっそう激烈なものとしたのである。

すなわち、そのラジオ放送は、ダホメー共和国の「コトヌ放送局」によるラジオ放送を傍受して入手した情報であることを断わってから、「ごく最近、ナイジェリアの東部州各地においては、東部州住民と北部州出身者とのあいだに衝突事件が発生し、多数の北部州出身者が殺害された」(註5)ことを伝えたのである。

この放送が流された直後、北部州各地で東部出身者に対する襲撃事件が起こり、たとえば北部州の大都市カノ(Kano)の空港では、およそ400人のぼる東部出身者が北部州住民や軍人などに襲わ

れて殺害されたといわれている(注6)。

その後、ナイジェリア北部では、まさに燎原の火のように、北部住民による東部出身者に対する襲撃事件が広がっていったのである。

このような状況のなかにあつて、東部州政府の軍政長官であつたオジュクウは、たとえ東部出身者であろうとも、かれらはあくまでもナイジェリア国民であり、その国民の生命や財産を保護するのが連邦政府の重要な任務であるにもかかわらず、それに対してなんらの有効な防止措置がとれないでいる連邦政府の態度に激しい不信を抱くにいたつたのである。

そして、オジュクウは、連邦政府との交渉の過程で、東部住民の生命と財産を守るには連邦体制から分離し、反植民地主義運動の展開のなかにおいて主張してきた民主主義イデオロギーの達成を名実ともに実践しうる国家として「ビアフラ共和国」の建国を宣言したのである。

つまり、オジュクウによる「ビアフラ共和国」の建国は、一面では、東部住民の生命と財産を守るための方策であると同時に、他方では、連邦制度というかたちで地域主義をあくまでも堅持しよ

うとする北部州と、民主主義イデオロギーの達成を標榜している東部州とが共存することの矛盾に對して、ひとつの明解な解決策を示したものであつたともいえよう。

以上、わたくしは、ナイジェリアの国民が戦争に訴えても守らなければならなかつたものが何であつたのかを考察してきた。しかし、小稿は、たとえば独立後のナイジェリアにおいて起こつた政党の再編成や、あるいはヨルバ族の伝統的社会について論及していないし、さらにまた、イボ族やハウサ・フラニ族などの伝統的社会理念についても、必ずしも十全の分析を行なつたとはいえない。

それらの諸点をより一層精緻に考察することは、筆者に残された今後の重要な研究課題である。

(注1) F. A. O. Schwarz, Jr., p. 103.

(注2) C. O. Ojukwu, Part II, p. 7.

(注3) Nnamdi Azikiwe, pp. 330~331.

(注4) B. J. Dudley, *Parties and Politics in Northern Nigeria*, (London, Frank Cass & Co., 1968), p. 279.

(注5) C. O. Ojukwu, Part II, p. 23.

(注6) C. O. Ojukwu, Part I, p. 45.

(調査研究部)

アジア経済研究所刊行

華僑経済の研究

游 仲 勳著

すぐれて商品経済的特徴をもつ華僑経済を、その産業構造、資本額の推定、企業形態、さらには社会経済組織、階級構成とその経済支配の状況、居留国政府の対華僑政策にまで及んで考察

430頁/¥1200

モンゴルの政治と経済

坂本 是 忠著

躍動するモンゴルを、その自然と住民・歴史・政治・経済全般にわたって多角的に概観する。巻末資料…人民共和国年表、憲法、党綱領他

200頁/¥ 650

ラッフルズ——その栄光と苦惱

M・コリス著/根岸富二郎訳

シンガポール建設者として、同時に、東洋学者、動植物収集家としてアジアに不朽の名を残したスタンフォード・ラッフルズの栄光と苦惱の生涯

270頁/¥ 380

海外アルミ資源の開発

西 尾 滋編

アルミニウム工業の現状と課題を概観し、さらに資源国の開発状況を国別にとらえる

324頁/¥1000

アジア経済出版会発売